

区内の動物・植物の画像を投稿しよう

あらかわとつくり!

あらかわ生き物大図鑑

2026春

スマートフォンアプリを使った生き物調査を行います。期間内に、区内で10種類の生き物の写真を撮影・投稿した方の中から、抽選で30人に双眼鏡等を差し上げます。

**投稿期間** 4月20日(月)～6月21日(日)

**対象** スマートフォンアプリ「Biome」を利用できる方

参加方法



左の二次元コードで「Biome」をインストールし、ユーザー登録をしましょう  
※ダウンロードは無料（通信費は本人負担）

生き物の写真を撮影し、投稿しましょう  
※生き物の種類の判別をAIが補助します

10種類の生き物を投稿すると課題達成です。  
賞品応募画面から必要情報を入力してください  
※そのほかにも、追加の課題が用意されています



注意点

- 立ち入り禁止の場所等には入らないでください
- 巣をのぞき込んだり撮影等、生き物に過度のストレスを与える行為はやめましょう
- 歩きスマホは禁止です
- 人物が写りこんだ画像等は、投稿しないように注意しましょう
- 熱中症に気を付けましょう

生物多様性の保全

皆さんが投稿した情報は、生物多様性の保全のために活用されます。



▲「区の花」のツツジ

**問合せ** 環境課環境推進係 ☎(3802)4694

賃貸住宅の退去時トラブルを防ぐために

「賃貸住宅の退去時に、高額な原状回復費を請求された」という相談が多数寄せられています。トラブルを防ぐためには、契約内容の確認のほか、入居中にどのように住むのが重要です。入居時・入居中の住まい方のポイントを確認し、トラブルを防ぎましょう。

入居中

- ▶ **掃除・手入れを行い大切に管理する**  
室内やエアコン等の清掃、浴室・トイレの目詰まり防止等、常識の範囲での掃除・手入れは、借主の義務です。こまめに行い、大切に管理しましょう。
- ▶ **不具合・修繕はすぐに相談する**  
壁・天井の結露やカビ・雨漏り等に気付いたときや、自分で設備を損傷した場合は、すぐに貸主へ相談しましょう。借主が、修繕が必要と知りながら放置した場合は、修繕費用が借主の負担になる場合があります。
- ▶ **ルール・マナーを守る**  
契約書には、家賃の支払いや貸主への連絡事項、ペット飼育の可否、周囲への迷惑行為の禁止等、入居中のルールが記載されています。ごみの分別収集等の地域のルールとともに、マナーを守り、お互いに気持ちよく暮らしましょう。

**入居時** 貸主立会いの下、傷や汚れ、建具の立て付け、給排水設備等の状態を確認し、記録用に写真を撮影しましょう。

消費生活センターに相談してください

**受付日** (月)～(金) ※祝等を除く **時間** 午前8時30分～午後4時30分 **受付専用電話** ☎(5604)7055  
**場所・問合せ** 消費生活センター(区役所6階) ☎内線477 ※(土)・(日)・祝等は消費者ホットライン☎188をご利用ください

モノづくりの現場等を公開してみませんか

「モノづくり」の現場の見学や体験ができる作業所や店舗等を募集します。「モノづくり見学・体験スポット」として認定された場合、施設改修費等の費用を一部補助します。  
※認定後～令和9年3月末に完了する改修等が対象

- 対象** 次のいずれかに該当する区内の作業所・店舗等
- ▶ 製造工程等現場を公開できる
  - ▶ 「モノづくり」を体験できる
  - ▶ 「モノづくり」がテーマの展示品を公開できる
- ※法人・個人は問いません
- 補助率** 補助対象経費の3分の2(限度額100万円)
- 締切り** 5月29日(金)
- 問合せ** 観光振興課観光振興係 ☎内線3563



ガイドヘルパーになりませんか

ガイドヘルパーは、一人で外出することが困難な障がいがある方に付き添い、見守りや道案内等をする「同行援護」「行動援護」「移動支援」等のサービスを提供する地域の支援者です。特定の研修を受講することで、ガイドヘルパーとして活動できます。皆さんも、地域で活躍してみませんか。

介護事業所等に従事する方へ研修受講費を助成

ガイドヘルパーの活動に必要な「同行援護従業者養成研修」、「行動援護従業者養成研修」、「介護職員初任者研修」、「知的障害者移動支援従事者養成研修」の受講費を助成します。

- 対象** 研修受講後、区内の同行援護・行動援護・移動支援事業者で3か月以上の就業実績と1回以上のサービス提供がある方
- 助成額** 研修受講費の全額(限度額5万円) **申込期間** 研修受講後1年以内
- 申込書の配布** 荒川区ホームページ
- 申込み問合せ** 持参・郵送・荒川区ホームページ(右の二次元コード)で、必要書類を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所1階障害者福祉課障害サービス係 ☎内線2691



- サービス内容**
- ▶ 同行援護……視覚障がいがある方への外出支援
  - ▶ 行動援護……知的障がい・精神障がいがある方への外出支援
  - ▶ 移動支援……障害者手帳を持っている方、障がいがあるお子さんへの外出支援